

_____学校 避難所運営委員会

避難所開設・運営マニュアル

<基本編>



年 月

_____学校 避難所運営委員会

はじめに

避難所は、避難者にとって命を守る場であり、生活を再建するための場所です。また、高齢者や障がい者（児）、乳幼児などの「要配慮者」や、自宅は無事であっても支援が必要な「在宅被災者」を支援するための拠点にもなります。

本「避難所開設・運営マニュアル」は、_____学校を地域の防災拠点として活用するために、災害発生後の避難行動から、避難所を開設し運営する際のルールや対応、平常時の取り組みについてまとめられています。しかし、内容はまだ完成していません。今後、_____学校避難所運営委員会を中心に話し合い、手を加え、完成させていく必要があります。また、最新情報に更新し、訓練等を通じてマニュアルの確認や見直しを行い、実効性の高いものに育てることが大切です。

災害はいつ起こるか分かりません。_____学校避難所運営委員会を中心に、マニュアルを活用して、地域の防災力を高めていきましょう。



目 次

避難所の運営方針	1
避難所開設・運営の流れ.....	2
1. 避難所とは.....	4
(1) 避難所とは	4
(2) 避難所の4つの役割.....	5
(3) 対象とする避難者.....	6
2. 避難者の誘導.....	8
(1) 【地域】一時集合場所に集合 → 避難所に向かって避難誘導.....	8
3. 避難所の開設ルール.....	9
(1) 【市・学校】 _____ 学校へ参集.....	9
(2) 施設の鍵の保有.....	9
(3) 避難所開設の判断及び開設準備.....	10
(4) 【地域】 校庭など屋外の安全な場所で待機.....	10
4. 避難所の運営体制	11
(1) 避難所運営のための体制	11
(2) 「避難所運営委員会」 について	12
(3) 災害時の活動.....	13
(4) 平常時の活動.....	23
5. 情報収集・伝達ルール	24
(1) 情報収集・伝達の基本	24
(2) 収集すべき情報.....	26
(3) 伝達すべき情報.....	27

避難所の運営方針

● 地域コミュニティの「場」として、住民主体で運営します

- 発災直後は、地域で行う「命の安全を守る」ための活動を最優先とし、避難所運営委員会（住民・市・学校）が協力して避難所を開設し、運営します。
- 避難所では、「守れた命をつなぐ」ために、食料・飲料水等の提供や、医療機関との連携による対応を行います。
- 地震発生から数日たち、状況が安定しはじめたら、住民が主体となって避難所運営を本格化させます。避難所を地域コミュニティの「場」とし、活用します。
- 市や学校は、被災者が相互に助け合う自治的な地域主体の運営ができるだけ早期に実施できるよう、その立上げを支援します。



● 要配慮者にも配慮した、人にやさしい運営を目指します

- 避難所で生活する誰もが配慮し合い、みんなの「いのち」を大切に、関連死を予防します。
- 東日本大震災での教訓を生かし、避難所の運営にあたっては、「女性が責任者に加わり」、高齢者・障がい者（児）・妊産婦・乳幼児や子どもがいる家族等への配慮ができるようにします。
- 食料・飲料水、生活物資、サービス等の情報など、見守りを必要とする人に必要なモノや情報を届けます。
- 見守りの必要な「在宅被災者」も、同様に対応します。

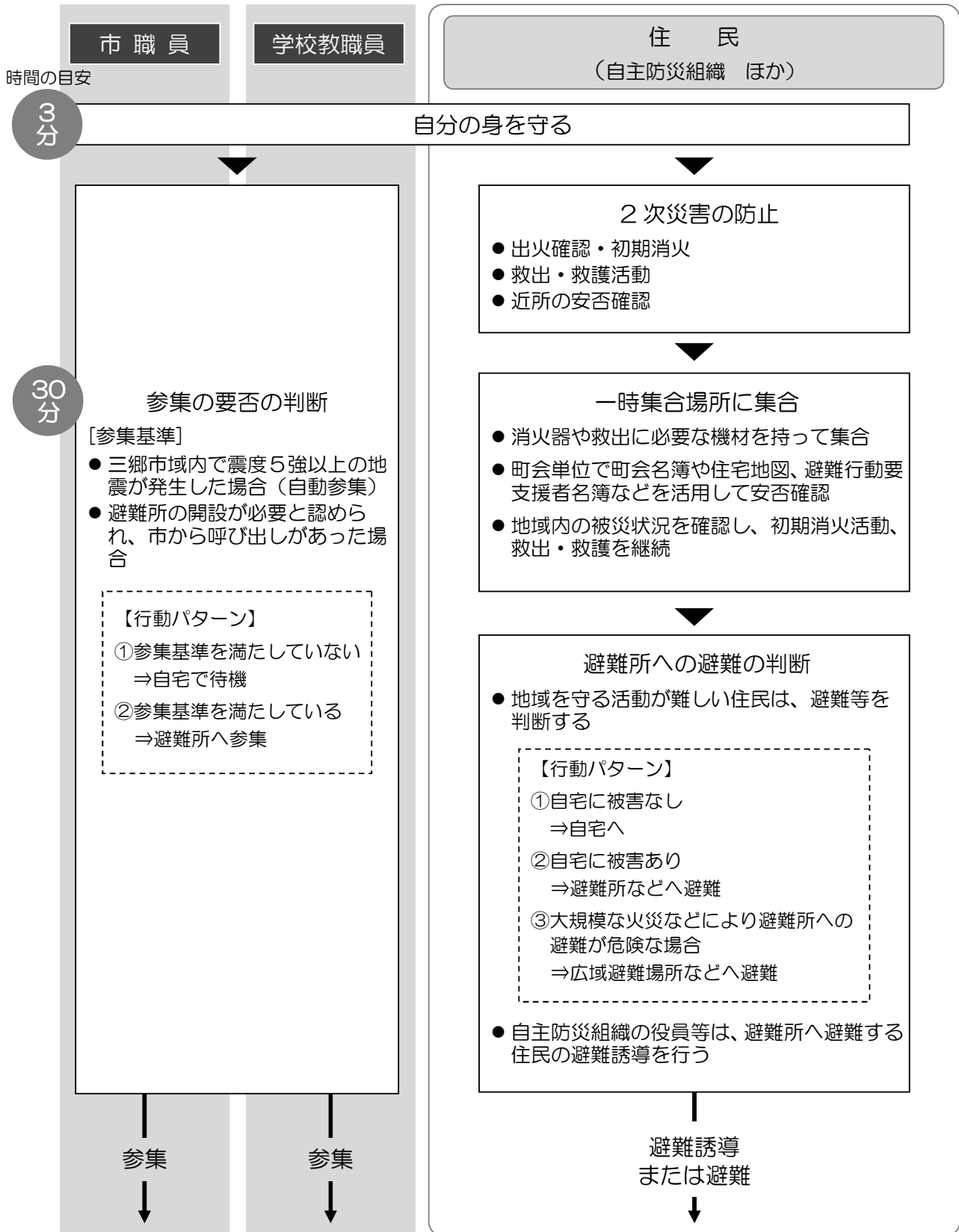


● 若者や女性、サークル、企業など、地域の力を活用します

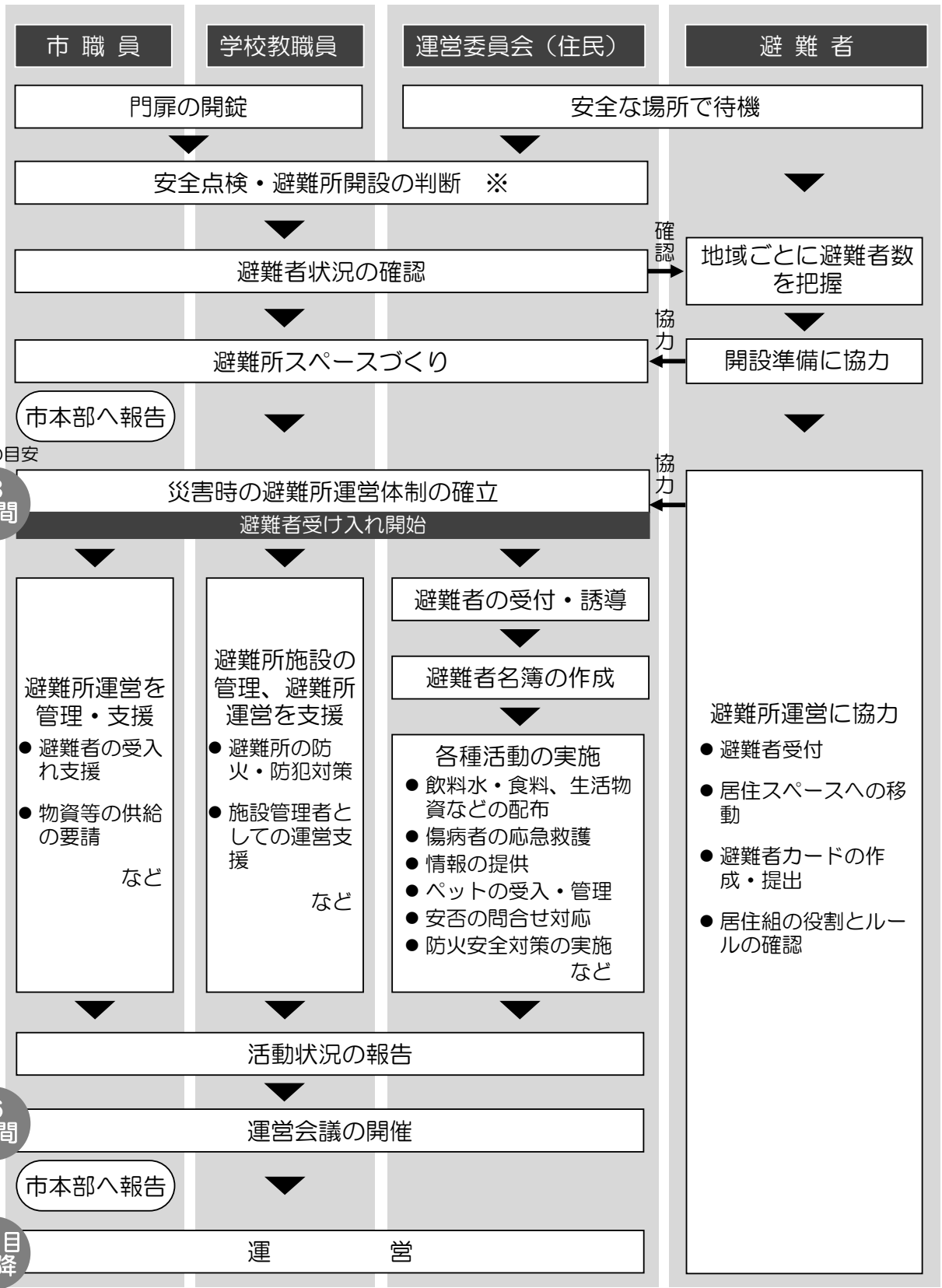
- 東日本大震災では、女性や中高生・大学生が避難所運営に参加し、避難所運営・地域復旧の大きな力となりました。
- 事業所や企業、PTA、NPO法人など、地域の中にある多様な組織を活用することも大切です。
- 女性や学生、事業所・企業など、地域にいるあらゆる人たちの力を効果的に結集して災害時に力を発揮できるよう、日頃から、地域全体で支え合うための「関係づくり」に取り組みます。



避難所開設・運営の流れ



避難所到着後



※ 市職員・学校教職員の参集が遅れた場合のみ、避難所運営委員会（住民）が避難所開設を判断する。

1. 避難所とは

(1) 避難所とは

「避難所」とは、三郷市があらかじめ指定している避難施設で、災害時に、被災者に安全と安心の場を提供することを目的とした施設です。三郷市では、在宅被災者への支援を含めた「地域の防災拠点」として、避難所を位置づけています。

●地域の状況を把握する拠点としての避難所

- ・避難所で地域の状況を収集し、市災害対策本部に提供します。

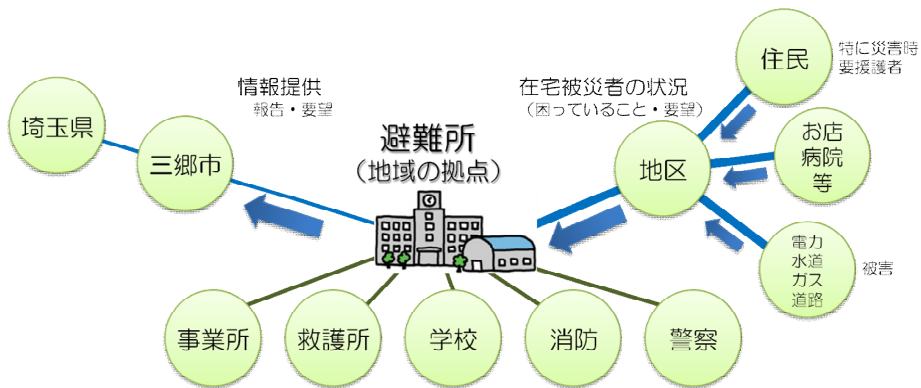


図1 在宅被災者状況の収集の流れ

●地域へ支援を届ける拠点としての避難所

- ・避難所は、市から届けられる「モノ」「ヒト（ボランティア等）」「情報」を地区・住民へ届けるための拠点としても機能します。

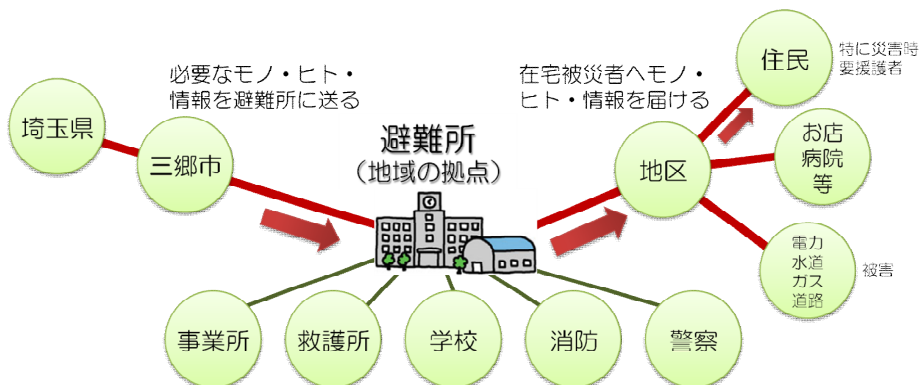


図2 在宅被災者への「モノ」「ヒト」「情報」の流れ

(2) 避難所の4つの役割

避難所は、災害の直前・直後においては、住民の生命の安全を確保する避難施設として、さらにその後は生活する施設として重要な役割を果たします。



(3) 対象とする避難者

避難所で受け入れる対象となる避難者は、次の通りです。

●自宅での生活が困難な住民

- ・地震等により家が倒壊するなどして自宅での生活が困難な人や、自宅等にとどまると被災する可能性がある人が避難所での生活を希望する場合に受け入れます。

●帰宅困難者

- ・帰宅困難者とは、地震等により公共交通機関が停止し、自宅に徒歩での帰宅が難しくなった旅行者や通勤・通学中の会社員・学生のことをいいます。
- ・地域に住んでいなくても、帰宅困難者の希望により受け入れます。

●「在宅被災者」も対象です

自宅にいることはできても、避難所にいる避難者と同様の支援が必要な人を「在宅被災者」といいます。

在宅被災者が避難所を訪れた場合は、避難所にいる避難者と同様、安否情報や支援情報を提供し、食料・水・生活物資等の配給を行います。また、地域で見守り、必要な情報や福祉等のサービスを受けられるよう、支援します。

●「指定の避難場所以外に開設された避難所」も対象です

大規模な災害が発生した場合は、指定されている「避難場所」以外の施設や住宅などに「避難所」が開設されることが考えられます。

指定外の避難所が開設された場合は、最寄りの避難所に報告することになっています。

開設の報告があった場合は、市災害対策本部にその旨を報告するとともに、避難所にいる避難者と同じように食料・飲料水、生活物資、情報などが受け取れるよう、活動します。

避難所・避難場所の種類

○避難場所

災害時に安全を確保するための避難に優先的に使用するために市が指定した施設のことです。

火災などにより、指定された避難場所に避難できないこともあるので、他の避難場所も確認してください。



○避難所

災害時に避難者を収容することを目的に開設された施設のことです。

市では、主に避難場所に指定してある施設で開設します。



○広域避難場所

災害時に安全を確保するための避難に優先的に使用するために市が指定した空地のことです。



○一時（いっとき）避難場所

災害時に、生命・身体への危険を回避するために、一時的に避難する場所のことです。

地域内の公園や広場など、自主防災組織・町会・事業所等で取り決めます。



○一時集合場所

ご近所（町会の班や組など）が避難場所へ避難したりするために一時的に集まる場所であり、住民の安否確認等の地域の活動拠点でもあります。

ご近所で予め取り決めます。一時（いっとき）避難場所と同じ場所の場合があります。



2. 避難者の誘導

(1) 【地域】一時集合場所に集合 → 避難所に向かって避難誘導

●【自宅・地域に危険発生】

⇒ 一時集合場所に集合し、指定された避難先に避難誘導を行う

- ・大規模な地震が発生し、揺れによる建物の倒壊や、火災等が発生するなど、生命・身体に危険が及ぶと判断した場合、**住民** は、いったん「一時集合場所」に集合します。
- ・**自主防災組織の役員** 等は、一時集合場所に集合した住民等の集団を編成し、指定された「避難所」等安全な場所へ避難誘導を行います。

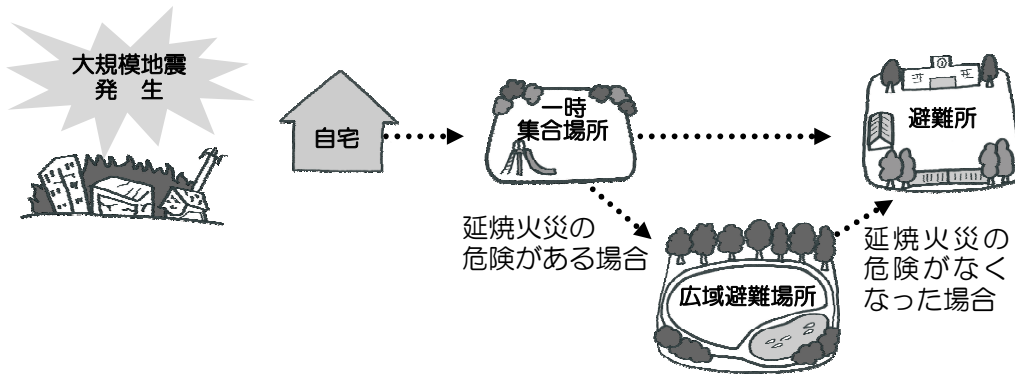


図3 集団で避難する方法

●【避難勧告・指示が発表】

⇒ 一時集合場所に集合し、安全な場所に避難誘導を行う

- ・大雨の時に地震が発生したり、大事故が発生するなど、万が一、市から「避難勧告・指示」が発令された場合、**住民** は、いったん「一時集合場所」に集合し、安全な場所へ避難誘導を行います。

● 高齢者や障がい者（児）の避難

高齢者や障がい者（児）など、自力で避難することが困難な避難行動要支援者に対しては、**地域の住民** や **自主防災組織**、**町会・自治会**、**民生委員・児童委員** が協力して、適切に避難を支援します。

3. 避難所の開設ルール

(1) 【市・学校】 _____ 学校へ参集

- 【休日・夜間に地震発生】

⇒ 震度 5 強以上の地震発生で、 _____ 学校に参集する（自動参集）

- 市職員（避難所参集職員）および学校教職員は、避難所の開設を行うために、以下の場合、 _____ 学校に参集します。

参集基準

- ① 三郷市域内で震度 5 強以上の地震が発生した場合（自動参集）
- ② 避難所の開設が必要と認められ、市から呼び出しがあった場合

(2) 施設の鍵の保有

- 施設の鍵は、市・学校・地域の三者が保有する

- 避難所となる _____ 学校の施設の鍵は、以下の人が保有することを基本とします。なお、門扉の鍵が、ダイヤル式の場合、開錠の番号を確認しておきます。

施設の鍵の保有者

- 市（避難所参集職員）
- 学校（学校教職員）
- 自主防災組織
- 教育委員会

- 休日・夜間の場合、門扉は閉まっていますが、鍵はかかかっていません。
- 「施設の鍵」は、住民と学校・市が共有できるよう、あらかじめ協議し、準備しておきます。

(3) 避難所開設の判断及び開設準備

● 安全点検を行い、開設の可否を判断する

- 基本的には、**市職員**および**学校教職員**が、体育館や校舎等が安全に使用できるかどうか、目視で点検します。
- 体育館など、「優先的に使用する場所」はあらかじめ決めておきます。
- 施設に異常が無く使用が可能な場合、**市職員**および**学校教職員**は、避難所として開設することを決定し、避難所開設の準備にとりかかります。
- 開設の準備は、校庭に集まっている避難者の協力を得て行います。

● 【市職員・学校教職員の到着まで避難所の開設が待てない場合】

⇒ 住民の責任において開設の可否を検討する

- 市職員・学校教職員の到着まで避難所の開設が待てない場合は、緊急的に住民の責任において開設するかどうかを検討します。
- もし開設しようとする場合は、目視で施設の安全点検を行い、安全が確認されたのち、避難所の開設を決定します。なお、**住民**が安全点検を実施する場合は、あらかじめ訓練を受けた複数名が「資料4 安全点検チェックリスト」を用いて施設の安全点検を行うようにします。

● 点検で異常があった場合は、応急危険度判定を要請する

- 点検で施設に異常が認められた場合は、避難所として開設するのをやめ、**市職員**または**学校教職員**が、市災害対策本部の施設対策班に施設の応急危険度判定を要請します。安全が確認できた場合は、避難所として開設します。

(4) 【地域】校庭など屋外の安全な場所で待機

● 避難所開設まで屋外で待機し、人数の把握や傷病人の手当てを行う

- 避難所となる施設に避難した**住民**は、門が開いてない場合、門を開けて校庭などの屋外の安全な場所で待機します。
※安全が確認されるまで、施設の中には入らない！
- 校庭では、町会等の単位でまとまって待機します。
- 待機している間、町会等の単位で避難者の概算人数を把握します。
- 傷病者がいる場合は、校庭にスペースを設け応急手当てを行います。
- 避難所に参集した市職員や学校教職員の指示に従い、避難所運営に協力します。

4. 避難所の運営体制

(1) 避難所運営のための体制

- 避難所の運営は、避難所全体の運営を管理する「_____学校 避難所運営委員会」（以降、「避難所運営委員会」という。）と居住地域ごと等に避難者の管理等を行う「居住組」の大きく2つの組織で運営します。

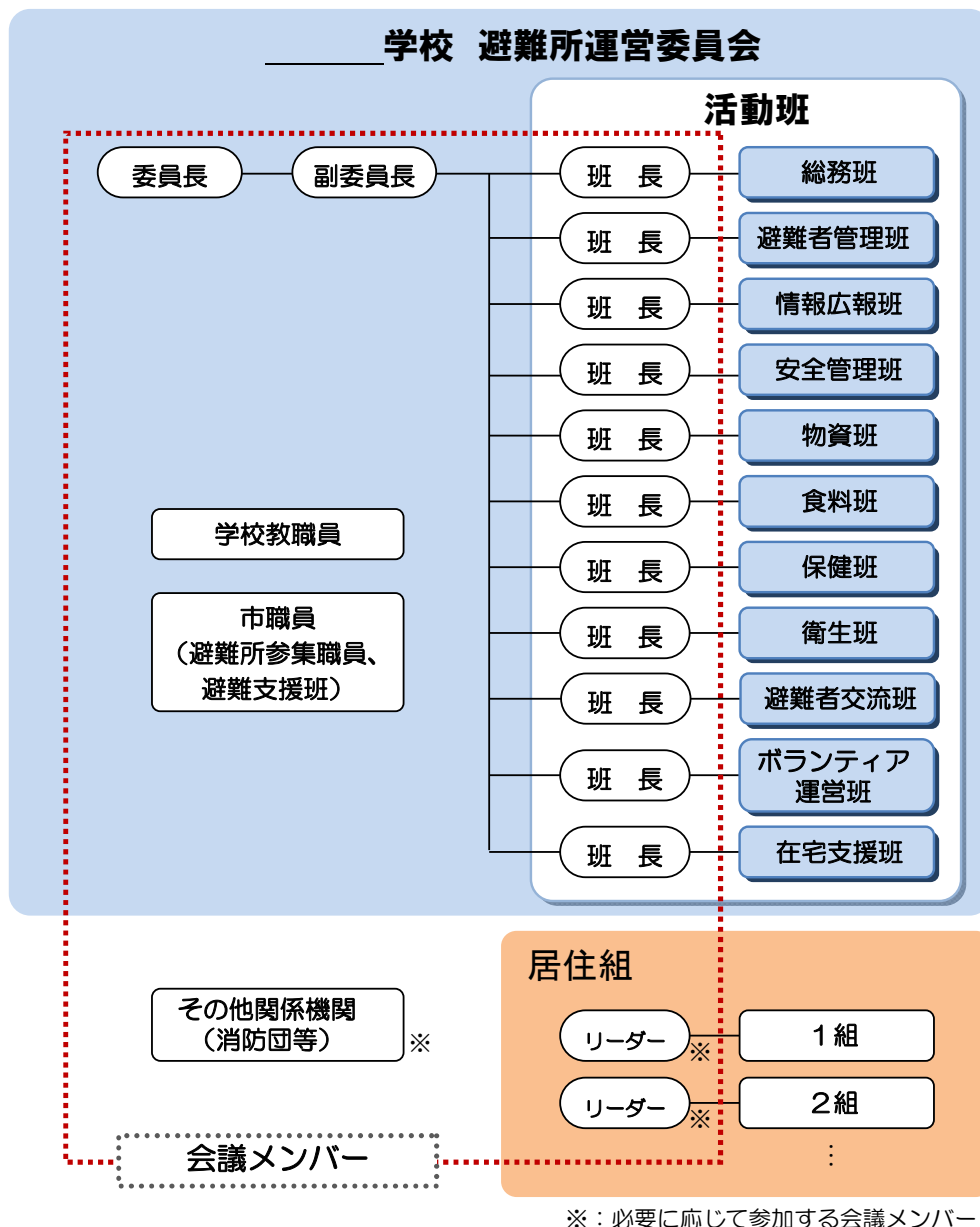


図4 避難所を運営する体制（災害時）

(2) 「避難所運営委員会」について

● 住民を中心に運営する。学校と市は、その活動を支援する

- ・避難所運営委員会は、災害時に避難所を円滑に開設・運営することを目的に、平常時から地域を主体として活動している組織です。
- ・平常時・災害時共に、住民が中心となって、運営します。
- ・市（避難所参集職員、避難支援班など）と学校（学校教職員）は、住民が主体となって行う避難所運営を支援します。

● 委員長、副委員長のほか、11の「活動班」に分かれて運営する

- ・避難所運営委員会の責任者として、委員長（1名）と、委員長を補佐する副委員長（2名以上）を置きます。
- ・避難所は、役割別に、次の①～⑪の11の活動班に分かれて活動します。各班には、責任者として、班長（1名）と副班長（1名）を選出します。

- | | |
|----------|-------------|
| ① 総務班 | ⑦ 保健班 |
| ② 避難者管理班 | ⑧ 衛生班 |
| ③ 情報広報班 | ⑨ 避難者交流班 |
| ④ 安全管理班 | ⑩ ボランティア運営班 |
| ⑤ 物資班 | ⑪ 在宅支援班 |
| ⑥ 食料班 | |

● 担当者が不在の場合、避難者の中から代替者を割り当てる

- ・災害が発生し、平常時にあらかじめ決めていた委員長や活動班員などの担当者が不在の場合は、避難者の中から代替者を割りあてます。

● 避難所運営委員会の会議で情報を共有し、発生した問題を解決する

- ・避難所運営委員会で会議を適宜開催し、避難所の運営状況を共有するとともに、発生した問題を解決したり、円滑に運営する上で必要なルールを決めます。

(3) 災害時の活動

① 避難所運営委員会の活動

● 様々な活動に多様な人材の力を活かす

- ・避難所運営は、多様な人の力を活用します。
- ・居住組の方に声をかけたり、掲示板を使う等して、協力を呼びかけます。
- ・避難者カードの資格や特技の欄等を確認し、活動に必要な技能を持っている方に協力をお願いします。
- ・小学校高学年や中学生も、立派な戦力。安全に活躍できる場を設け、活動に参加してもらいます。
また、高校生、大学生にも声をかけ、活動に協力してもらいます。

表 1 避難所で活躍する人材の例

活 動	職業・資格・得意なことなど
避 難 所 設 営	建築・大工・とび
避 難 所 運 営	パソコン・ワープロのできる人
医 療 ・ 看 護 ・ 介 護	医師、看護師、介護福祉士、ヘルパー、保健師、保育士、助産師、柔道整復師、整体師、カウンセラー、救命講習受講者
炊 き 出 し	栄養士、調理師、主婦、飲食業
消 火 ・ 防 火 ・ 防 犯	消防団・警備警察関係・自衛隊等の経験者
イ ベ ン ト 企 画	NPO、サークル、ボランティア活動を行っている人
そ の 他	手話・点訳・外国語、小・中学生・高校生・大学生（卒業生含む） など

表2 災害時の主な役割

役割名	人数	災害時の役割
委員長	1名	① 避難所全体の運営の統括 ② 避難所運営委員会の統括・指揮
副委員長	2名	
総務班	名	① 避難所運営委員会の事務局、会議の開催に係る事務 ② 学校教職員との調整・連携 ③ 住民の安否確認（避難者管理班と連携） ④ 問い合わせへの対応（避難者管理班・情報広報班と連携） ⑤ 訪問者への対応 ⑥ 避難所環境の整備 ⑦ 避難所ルールの設定 ⑧ 地域との連携 ⑨ 報道機関等への対応（市職員と連携）
避難者管理班	名	① 避難者等の管理 ② 住民の安否確認（総務班と連携） ③ 問い合わせへの対応（総務班・情報広報班と連携） ④ 郵便・宅配便の受付、避難者への取次ぎ ⑤ 避難者のニーズ把握 ⑥ 避難者からの相談対応
情報広報班	名	① 情報収集と総務班との連絡・調整 ② 避難者等への情報提供 ③ 安否確認問い合わせへの対応（総務班・避難者管理班と連携） ④ 指定以外の避難場所に開設された避難所の状況の把握 ⑤ 在宅被災者情報の把握（在宅支援班と連携）
安全管理班	名	① 避難所の安全確認と危険箇所への対応 ② 施設の防火・防犯・警備 ③ 施設の利用管理（学校教職員と連携）
物資班	名	① 救援物資・日用品物資の調達・受入・管理 ② 避難者への物資の配分 ③ 防災資機材や備蓄品の管理 ④ 在宅被災者分の物資の確保（在宅支援班と連携）
食料班	名	① 食料・飲料水の調達・受入・管理 ② 炊き出しの実施・配給 ③ 在宅被災者分の食料の確保（在宅支援班と連携）

役割名	人数	災害時の役割
保健班	名	① 傷病者への対応 ② 要配慮者の支援 ③ 避難者の健康状態の確認 ④ 感染症予防に関すること（市職員と連携）
衛生班	名	① ゴミに関すること ② 風呂に関すること ③ トイレに関すること ④ 掃除に関すること ⑤ ペットに関すること ⑥ 生活用水に関すること
避難者交流班	名	① 避難者の生きがいづくりのための交流の場の提供
ボランティア運営班	名	① ボランティアニーズの把握、要請 ② ボランティアの受付および活動調整
在宅支援班	名	① 在宅被災者情報の把握（情報班と連携） ② 在宅被災者への情報の提供（食料・物資の配付情報などを含む） ③ 見守りが必要な在宅被災者の見守り・支援（必要に応じて、食料・物資などを届けるなどの支援を含む）
学校教職員	名	① 施設の安全点検等、避難所開設の準備 ② 避難所運営の支援 ③ 施設の利用管理
市職員	名	① 施設の安全点検等、避難所開設の準備 ② 避難所運営の支援 ③ 市災害対策本部への報告・調整 ④ 報道機関等への対応（総務班と連携） ⑤ 各種相談窓口の設置（担当職員） ⑥ 避難者の移送 ⑦ 感染症予防に関すること（衛生班と連携）

② 居住組の役割

● 「居住組」単位で協力して、避難所での生活を支え合う

- ・居住組は、避難所で生活するための共同体の組織です。
- ・災害時に避難所に集まってきた住民（避難者）を、回覧板を回す地区単位などで分けて「居住組」をつくります。
- ・なるべく顔見知り同士が集まるようにします。
- ・要配慮者や、遠方から来て被災した人（帰宅困難者）などの地域外の避難者がいる場合は、その集まりごとに居住組をつくる場合もあります。
- ・ただし、避難所開設初期の混乱している状況のときは、地域単位などの区別はせずに居住組をつくり、3日程度して落ち着いてきた段階で、避難者の数や状態、地域のつながりなどを考慮して、居住組を組み直す場合もあります。
- ・居住組には、責任者として、リーダーとサブリーダーを選びます。（リーダー等は、適宜交代してください）

● 清掃や炊き出しなどには、「居住組」から人を出して協力する（当番制）

- ・「居住組」から当番制で人を出して、清掃、炊き出し、生活水の確保、避難所の見回りなど、避難所で生活するための活動を行います。
- ・また、避難所運営委員会からの求めに応じて、「居住組」から活動班の班員を選び、避難所運営に協力します。（班員は、適宜交代してください）

表3 災害時の役割と人数

役割名	人数	災害時の役割
リーダー	1名	① メンバーの管理・報告（メンバーの人数・入退所者・外泊者） ② 会議に提出するメンバーの意見のとりまとめ ③ メンバー用の食料・物資の受取・配布 ④ 生活全般にわたる管理
サブリーダー	1名	
メンバー	20名程度	① 次の作業を当番制で行う ・公共スペースの清掃 ・炊き出しの協力 ・生活水の確保 ・安全管理 など ② ①以外の避難所での活動に協力する

③ 避難所運営委員会の開催

● 委員会を開催し、情報共有・避難所内の問題を解決する

- 避難所運営を円滑に行うために、必要に応じて避難所運営委員会を開催します。
- 現在の運営状況や市等から入手した情報などを共有します。
- 避難所内で発生する様々な問題について、今後の対応策を話し合います。
- 委員会には、避難所運営委員会の委員長、副委員長、各班長、学校教職員、市職員が参加します。
- 必要に応じて、居住組のリーダーや消防などの関係機関にも参加を求めます。

● 会議の決定事項を、各班員、居住組のリーダー、避難者などに伝達する

- 会議で決定した内容は、**班長** を通じて各班員に伝達します。
- また、必要に応じて、**居住組のリーダー** からすべての避難者にも伝達します。
- **市職員** は、市災害対策本部に、会議で決定した事項を報告します。

表 4 避難所運営委員会の会議の開催概要

項 目	内 容	
目 的	<ul style="list-style-type: none"> 把握している情報や状況を共有するため 避難所内で発生している問題を検討し、対応方針を決定するため 活動上で不足事項を確認し市に要請するため 	
開催場所	視聴覚室（例）	
開催時期の目安	第 1 回	<ul style="list-style-type: none"> 避難者を受け入れ後、ある程度落ち着いてから 避難所開設後、6 時間後を目安として
	第2回以降	<ul style="list-style-type: none"> 災害発生当日～1 週間：必要に応じて随時開催 2 週間目以降：毎日 1 回開催（必要に応じて、臨時開催）
会議の参加者	① 避難所運営委員会	委員長、副委員長、活動班の班長、学校教職員、市職員
	② 居住組	リーダー
	③ 関係機関	消防団員 等（必要に応じて）
検討内容	第 1 回	<ul style="list-style-type: none"> 体制の確認 避難者受入状況の共有 当面の目標となる活動方針の確認
	第 2 回以降	<ul style="list-style-type: none"> 参加者間での情報の共有 避難所内のルールの決定・変更 避難所での課題・問題への対処 避難者の増減による体制の見直し 今後の方針の検討 <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p>< 発災初期で留意する点 ></p> <ul style="list-style-type: none"> 要配慮者の安心確保 早期の安定的な生活の確保 など <p>< 救援期、復旧・復興期で留意する点 ></p> <ul style="list-style-type: none"> 地域の復旧状況 負傷者・要配慮者への対応 避難者のニーズの変化 在宅被災者への支援 安否確認の問合せやマスク対応 学校との連携（学校再開に向けた準備や児童の安否確認等） 市災害対策本部や県からの食糧・物資 など </div>

④在宅被災者への支援

● 在宅被災者への支援

- 在宅被災者に対しては、情報の提供、被災状況の把握、食料や物資の配給等について、在宅支援班を中心に実施します。
- 情報提供は、避難所でのチラシ配布、回覧板、防災行政無線など、多様かつ適切な手段を用いて、すべての人に必要な情報が届けられるよう工夫します。
- まずは声掛けをし、被災状況や要望等を把握します。
- 一人暮らしの高齢者、要介護者や障がい者（児）・者のいる家庭など、特に継続した見守りが必要な在宅被災者に対しては、民生委員・児童委員と連携・協力して状況を把握します。
- 専門的な支援が必要な場合は、市等に相談します。
- 在宅被災者の食料・物資の配給は、基本的に避難所に取りに来ていただきます。
- ただし、自力で避難所に来ることが難しい人や、家族の介護などで家を空けにくい家庭などへは、ボランティア等を活用して食料や物資を届けます。

● 在宅被災者を見守るための準備

- 在宅被災者の「見守りルール」の作成や、あらかじめ進めておくべき「準備事項」を実施します。

(参考) 「避難所運営検討ワークショップ」で出された意見

● 災害時の在宅被災者 「見守りルール」

- 町内にいる在宅被災者を見守りの対象とする。
- 町会の班または組の役員が、在宅被災者宅を一日2回訪問し、在宅被災者の状況や要望をカードに記入してもらう。
- カードは役員が回収し、午前中のうちに避難所に提出する。午前中にカードが提出されていない町会は、何らかのトラブルが発生しているとみなして、状況確認を行う。
- カードの提出枚数が在宅被災者の人数とみなし、食料や物資を配分する際の数量の目安とする。
- 在宅被災者への物資の運搬には学生等の若い方に協力してもらう。

- 平常時からの在宅被災者を見守るための準備
 - 支援が必要な人のリストを作る。
 - 報告カードを各家庭に配布し、災害時にどんな支援が必要になるか回答してもらう。毎年更新する。
 - 在宅被災者のいる家をボランティアでも効率よく見回れるよう、巡回マップを作成する。
 - 災害時に確認しなければならない項目を掲載した様式を作成する。
 - 物資の配給などの基準やルールを決めておく

⑤ 避難所で想定される対応

表5 避難所で想定される対応例

発災後の日数	主な担当者	想定される対応
災害発生直後～1日目	避難所運営委員会（住民）	<ul style="list-style-type: none"> ● 避難所の開設準備 ● 避難者の受入れ ● 運営委員会の体制の確立、代表者の選出
	総務班	<ul style="list-style-type: none"> ● 掲示板・案内板の設置 ● テレビ、ラジオ、電話、FAX等の設置
	避難者管理班	<ul style="list-style-type: none"> ● 避難者の把握（避難者カードの配布・回収） ● 要配慮者リスト作成（避難行動要支援者名簿を活用） ● 安否確認対応窓口の設置
	情報広報班・在宅支援班	<ul style="list-style-type: none"> ● 在宅被災者情報の把握
	安全管理班	<ul style="list-style-type: none"> ● 防火安全対策の実施
	物資班	<ul style="list-style-type: none"> ● 必要な物資の品目、数量の確認及び備蓄調達物資の配布 ● 不足する物資の把握、供給要請及び物資等の配布
	食料班	<ul style="list-style-type: none"> ● 給水拠点の確認及び給水（飲料水） ● 飲料水の緊急要請
	保健班	<ul style="list-style-type: none"> ● 傷病者への対応 ● 要配慮者への対応（必要であれば早い段階で移送）
	衛生班	<ul style="list-style-type: none"> ● 井戸水やプールの水の状況把握、使用（主に生活用水） ● 水洗トイレの使用の可否の確認 ● 仮設トイレ等の設置 ● 臨時のごみ集積所の設置、排出ルールの周知 ● ペットの受入・管理
	学校教職員・市職員	<ul style="list-style-type: none"> ● 水道・電気・ガス等ライフライン施設の被害状況の確認、安全点検、危険箇所への対応

発災後の日数	主な担当者	想定される対応
3日目	避難所運営委員会（住民）	● 避難者中心の管理運営の本格化
	総務班・市職員	● 報道機関等部外者の入出管理
	避難者管理班	● 訪問者の受付
	避難者管理班・保健班・居住組	● 避難者からの意見・要望の把握
	安全管理班	● 避難所の安全管理 ● 施設の警備、利用管理
	情報広報班	● 指定以外の避難場所に開設された避難所への対応 ● 多様な手段を用いた避難者等への情報提供 ● 要配慮者に対しての情報収集・情報提供
	情報広報班・在宅支援班	● 在宅被災者に対しての情報収集・情報提供
	食料班	● 炊き出し用食料の要請及び準備
	保健班	● 医療救護所の設置 ● 要配慮者への対応 ● 避難者の健康状況の確認
	保健班・市職員	● 要配慮者等、避難者の移送
	ボランティア運営班	● ボランティアニーズの把握 ● ボランティアの要請、受入
4日～7日程度	総務班	● 生活ルールの確立
	食料班	● 炊き出しの実施及び提供
	避難者管理班	● 避難者からの相談対応
	在宅支援班	● 見守りが必要な在宅被災者へ物資等の配達 ● 見守りが必要な在宅被災者の見守り・支援
	避難所運営委員会（住民）	● 3日目までに開始した避難所運営事項の改廃・継続の検討
	市職員	● 各種相談窓口の設置
7日目～	保健班	● 感染症の予防
	衛生班・市職員	● 風呂の設置
	避難者交流班	● 避難者の交流の場の企画・実施
	市職員	● 状況により避難所の統廃合・閉鎖

(4) 平常時の活動

地域のつながりは、災害時の様々な場面で大きな力を発揮します。

避難所運営委員会は、日頃から委員会の活動に地域の人や組織を巻き込み、災害時に協力して「地域」を守ることができる「人づくり」「関係づくり」を目指します。

●日頃の活動等を通じて地域の「人」をつくり、「関係」をつくる

- 地域の人たちに興味を持って活動に参加してもらえよう、訓練等の内容を工夫します。

【例】避難所の運営訓練、AEDの使い方教室（小・中学生対象） など

- より多くの人に興味を持ってもらうきっかけとして、日頃の活動内容を広報し、様々な人や団体に参加を呼びかけます。

【例】町会報、回覧板、学校だよりで活動内容を紹介する
学校応援団、おやじの会、サークル・同好会などに
所属している人やPTAなどのOBに声をかける
町会事業の参加者に声をかける

- 地域でのイベントは、地域内のコミュニケーションが活性化する絶好の機会と捉え、積極的に参加し、地域とのつながりを深めます。

【例】運動会、ボーリング大会、町内の祭り など

●日頃から多様な人に参加してもらい、人材の発掘・育成に取り組む

- 日頃から、老若男女問わず、多様な人に活動に参加してもらいながら、避難所運営等の活動に必要な人材の発掘・育成に取り組みます。

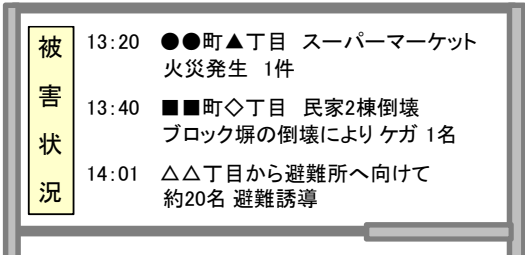
- 人や事業所は「地域の宝」
災害時に役に立つ特技や資格を持つ「人」や、資器材や重機などを所有する「事業所」など、日頃から「地域の宝」を活動に活かします。
- 女性ならではの心遣い
被災地の避難所では、女性ならではの心遣いが力を発揮したため、女性にも積極的に活動に参加してもらいます。
- 世代を超えたグループづくり
様々な世代がともに活動し、次世代の防災リーダーを育てます。

5. 情報収集・伝達ルール

(1) 情報収集・伝達の基本

●「情報広報班」で、情報を一元的に管理する

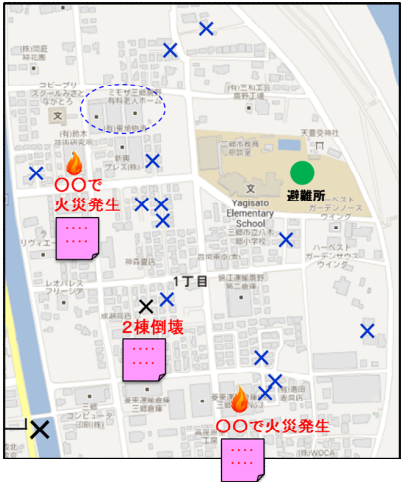
- 適切な避難所運営を行うために、情報は極めて重要です。
- 各班、市（避難所参集職員、避難支援班等）・学校（学校教職員）は、収集した情報を情報広報班に報告します。
- 情報広報班は、ホワイトボードや地図、模造紙などを使って、分かりやすく整理し、情報の見える化を図ります。



時系列で整理

	重症	中等症	計	●病院	■病院	日赤	▲病院	◎病院	消防
14:10			7	3	2				2
14:20	11	13	24	5	8	4		1	6
14:30	14	20	34	7	8	6	0	4	9
14:40	15	21	36	7	8	7	1	4	9

集計して整理



● 凡例

- × 被害箇所
- 被害地域
- 避難所・避難場所
- 被害概要

● 被害の種類

- ・建物倒壊
- ・火災
- ・通行止め
- ・液状化 など

地図で整理

図5 情報の整理「見える化」

● 「情報広報班」から、情報を発信する

- 「情報広報班」は、集約した情報を避難所運営委員会の会議の中で報告します。
- ただし、火災発生、避難勧告・指示など、命に関わるような重要な情報を入手した時は、すぐに、委員長に報告し共有します。
- 「情報広報班」は、避難者や在宅被災者に対して、必要な情報を「情報広報班」から発信します。

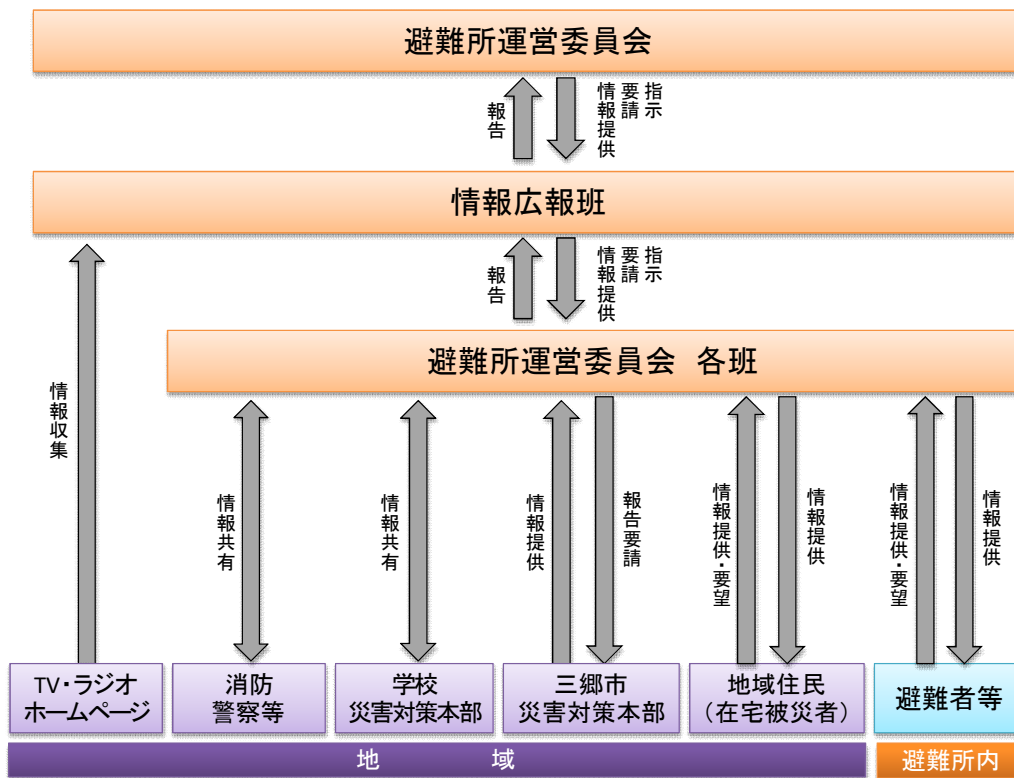


図6 情報の流れ

● 収集・伝達の手段は、主に防災行政無線、災害時優先電話、メールなど

- 災害発生時の通信手段は、主に防災行政無線、災害時優先電話、一般固定電話、携帯電話、携帯メール、インターネットサービスを利用します。
- その他、避難所内の避難者・学校教職員・市職員から口頭等で情報を収集します。
- また、チラシの配布や掲示などを利用して、多くの人に正確な情報を提供します。

(2) 収集すべき情報

● 収集すべき情報は、「命の安全」と「生活の安定」を確保するための情報

表 6 収集すべき情報

種 類	収集する情報の例	入 手 先	収集担当
災 害 情 報	<ul style="list-style-type: none"> 地震の規模（マグニチュード）や震度 	テレビ・ラジオ インターネット	情報広報班
避難所施設の被害・復旧情報	<ul style="list-style-type: none"> 建物やライフラインの被害・復旧状況 通信システムの被害・復旧状況 	学校教職員	総務班 学校教職員
周辺地域の被害・復旧情報	<ul style="list-style-type: none"> 火災の発生状況 道路・ライフラインの被害・復旧状況 公共交通機関の運行状況 コンビニ・スーパー・金融機関等の営業状況 	市職員 町会・自主防災組織 避難者 地域活動班 テレビ・ラジオ インターネット	総務班 避難者管理班
安 否 情 報	<ul style="list-style-type: none"> 住民の安否情報 死亡者・けが人・行方不明者情報 	町会・自主防災組織	総務班 避難者管理班 情報広報班
避難者情報	<ul style="list-style-type: none"> 避難者（要配慮者・帰宅困難者含む）の人数や状況 ニーズ情報 	町会・自主防災組織 避難者	避難者管理班
在宅被災者情報	<ul style="list-style-type: none"> 在宅被災者（要配慮者含む）の人数や状況 ニーズ情報 	町会・自主防災組織 在宅被災者 民生委員・児童委員	情報広報班 在宅支援班
地 域 の 安 全 情 報	<ul style="list-style-type: none"> 地域の治安状況 不審者情報 	町会・自主防災組織 警察 消防団	総務班
他 避 難 所 情 報	<ul style="list-style-type: none"> 他避難所の運営状況 指定以外の避難所の開設・運営状況 	町会・自主防災組織	情報広報班
医 療 情 報	<ul style="list-style-type: none"> 医療機関の稼働状況 再開時期 	市 医療機関	保健班
ボランティア情報	<ul style="list-style-type: none"> ボランティア派遣予定数 避難者や各活動班のボランティアニーズ情報 	ボランティア調整センター 町会・自主防災組織 各活動班	ボランティア運営班 ボランティア運営班
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> 学校の復旧情報 教育の再開準備情報 市・県・国の行政サービス情報 相談窓口の情報 	学校教職員 市職員 インターネット	総務班 学校教職員 情報広報班 市職員

(3) 伝達すべき情報

●情報発信は、「報告」「要請」「情報提供」の3種類

- ・避難所から情報を伝達（発信）する主要な情報には、「報告」「要請」「情報提供」の3種類があります。
- ・主な情報は、以下の通りです。

表7 伝達すべき情報

種類	伝達する情報の例	伝達担当	伝達先
報告	・避難所開設（廃止）情報	市職員	市災害対策本部
	・避難所施設の被害・復旧状況	総務班 学校教職員	市職員 ↓ 市災害対策本部
	・避難者（要配慮者・帰宅困難者含む）情報	避難者管理班	
	・在宅被災者や在宅の要配慮者情報 ・指定以外の避難所の開設・運営状況	情報広報班 在宅支援班	避難者 在宅被災者
	・地震や余震の情報	情報広報班	
	・地域の被害情報 ・住民の安否情報 ・死亡者・けが人・行方不明者情報	総務班 避難者管理班 情報広報班	
要請	・食料・飲料水・生活物資の必要品目・数量	物資班 食料班	市職員 ↓ 市災害対策本部 防災関係機関
	・避難者からの要請情報	避難管理班	
	・在宅被災者からの要請情報 ・活動班からの要請情報	情報広報班 在宅支援班	
	・ボランティアの要請情報	ボランティア運営班	
情報提供	・公共交通機関の運行状況 ・コンビニ・スーパー・金融機関等の営業状況 ・不審者情報	総務班	避難者 在宅被災者 指定以外の避難所
	・医療機関の稼働状況	保健班	
	・ボランティア情報	ボランティア運営班	
	・学校の復旧・再開情報	総務班 学校教職員	
	・行政の支援や行政サービス情報 ・広報誌の内容	情報広報班 市職員	

三郷市 _____ 学校 避難所運営委員会

避難所開設・運営マニュアル〈基本編〉

発行日 年 月

問い合わせ 三郷市 環境安全部 危機管理防災課
〒341-8501
埼玉県三郷市花和田 648 番地 1
電話 048-953-1111 (代表)
ホームページ
<http://www.city.misato.lg.jp/>
